

令和7年度における指定管理者の指定について

令和7年度12月及び3月に市議会の議決を得て、公の施設の管理運営を行う指定管理者を指定した公の施設について、その概要をお知らせします。

各公の施設の詳細につきましては、各公の施設の所管課へお問い合わせください。

1 指定管理者を公募して指定する方針の公の施設（1施設）

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間（予定）	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者			
七条コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	七条地区自治連合会		七条地区自治連合会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課

2 指定管理者を公募せずに指定する方針の公の施設（26施設）

- 管理運営において事業の継続性や専門性、市の施策との一体性が必要とされる公の施設であって、他の団体によっては施設の設置の目的の達成又はその他の市の施策の推進に重大な支障をきたすため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節①参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間（予定）	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者			
男女共同参画センター	指定管理者制度	公益財団法人 奈良市生涯学習財団		公益財団法人 奈良市生涯学習財団	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）	市民部 共生社会推進課
奈良市総合医療検査センター	指定管理者制度	一般社団法人 奈良市医師会		一般社団法人 奈良市医師会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	健康医療部 医療政策課
奈良市児童館4館（古市児童館、横井児童館、東之阪児童館、大宮児童館）	指定管理者制度	公益財団法人 奈良市生涯学習財団		公益財団法人 奈良市生涯学習財団	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）	教育部 放課後児童育成課

- 地域の住民の利用に供することや地域の振興・活性化を主たる目的とした比較的小規模な公の施設であって、当該地域の住民で組織された団体に管理を行わせることがふさわしいため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節②参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者		指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間（予定）	所管課
		現在の指定管理者	現在の指定管理者			
北人権・コミュニティセンター	直営	—		東之阪町自治会	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）	市民部 共生社会推進課
梅の郷月ヶ瀬温泉、月ヶ瀬温泉ふれあい市場、奈良市月ヶ瀬梅の資料館、ロマンビア月ヶ瀬、奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設、湖畔の里“つきがせ”	指定管理者制度	月ヶ瀬地域振興協議会		月ヶ瀬地域振興協議会	令和8年4月1日～令和11年3月31日（3年間）	市民部 月ヶ瀬行政センター 地域振興課
コミュニティスポーツ施設						
南紀寺コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	南紀寺町五丁目第一自治会		南紀寺町五丁目第一自治会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
ならやまコミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会		平城ニュータウンスポーツ協会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
東市コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	東市地区自治連合会		東市地区自治連合会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
邑地コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	邑地町自治会		邑地町自治会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
高の原コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	平城ニュータウンスポーツ協会		平城ニュータウンスポーツ協会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
狭川コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	狭川地区自治連合会		狭川地区自治連合会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
田原コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	田原地区自治連合会		田原地区自治連合会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
八条コミュニティスポーツ広場	指定管理者制度	八条第二自治会		八条第二自治会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課
右京コミュニティスポーツ会館	指定管理者制度	右京地区自治連合会		右京地区自治連合会	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	市民部 スポーツ振興課

■ 当該公の施設の廃止、休館その他重要な変更を予定しているため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑥参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
奈良市勤労者総合福祉センター	指定管理者制度	一般財団法人 奈良市総合財団	一般財団法人 奈良市総合財団	令和8年4月1日 ～令和9年3月31日 (1年間)	観光経済部 産業政策課

■ その他市長又は教育委員会が指定管理者の公募を行うことが適当でないと認める特別の事情があるため、公募しない公の施設

【公の施設における指定管理者制度に関する基本方針 第3章第3節⑨参照】

施設の名称	現在の状況	現在の指定管理者	指定管理者に指定した団体の名称	指定の期間(予定)	所管課
柳生の里観光施設(旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡、柳生観光駐車場)	指定管理者制度	柳生観光協会	柳生観光協会	令和8年4月1日 ～令和11年3月31日 (3年間)	観光経済部 観光戦略課